

令和2年9月29日（火曜）

議事日程第6号

令和2年9月29日（火曜）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 第 1 | 議第192号 | 専決処分の報告について |
| 第 2 | 議第193号 | 令和2年度熊本市一般会計補正予算 |
| 第 3 | 議第194号 | 同 植木中央土地区画整理事業会計補正
予算 |
| 第 4 | 議第195号 | 同 公債管理会計補正予算 |
| 第 5 | 議第196号 | 同 水道事業会計補正予算 |
| 第 6 | 議第197号 | 同 下水道事業会計補正予算 |
| 第 7 | 議第198号 | 同 交通事業会計補正予算 |
| 第 8 | 議第199号 | 熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正
について |
| 第 9 | 議第200号 | 熊本市立図書館設置条例の一部改正について |
| 第 10 | 議第201号 | 熊本市老人福祉センター条例の一部改正について |
| 第 11 | 議第202号 | 熊本市公衆浴場基準条例の一部改正について |
| 第 12 | 議第203号 | くまもと森都心プラザ条例の一部改正について |
| 第 13 | 議第204号 | 熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の
制定について |
| 第 14 | 議第205号 | 市道の認定について |
| 第 15 | 議第206号 | 同 |
| 第 16 | 議第207号 | 同 |
| 第 17 | 議第208号 | 同 |
| 第 18 | 議第209号 | 同 |
| 第 19 | 議第210号 | 同 |
| 第 20 | 議第211号 | 同 |
| 第 21 | 議第212号 | 同 |
| 第 22 | 議第213号 | 同 |
| 第 23 | 議第214号 | 同 |
| 第 24 | 議第215号 | 同 |
| 第 25 | 議第216号 | 同 |
| 第 26 | 議第217号 | 同 |
| 第 27 | 議第218号 | 同 |
| 第 28 | 議第219号 | 同 |
| 第 29 | 議第220号 | 同 |
| 第 30 | 議第221号 | 同 |

- | | | | |
|-------|------------|---|---------------------------|
| 第 3 1 | 議第 2 2 2 号 | 市道の認定について | |
| 第 3 2 | 議第 2 2 3 号 | 同 | |
| 第 3 3 | 議第 2 2 4 号 | 同 | |
| 第 3 4 | 議第 2 2 5 号 | 同 | |
| 第 3 5 | 議第 2 2 6 号 | 同 | |
| 第 3 6 | 議第 2 2 7 号 | 同 | |
| 第 3 7 | 議第 2 2 8 号 | 同 | |
| 第 3 8 | 議第 2 2 9 号 | 同 | |
| 第 3 9 | 議第 2 3 0 号 | 同 | |
| 第 4 0 | 議第 2 3 1 号 | 同 | |
| 第 4 1 | 議第 2 3 2 号 | 和解の成立について | |
| 第 4 2 | 議第 2 3 3 号 | 財産の取得について | |
| 第 4 3 | 議第 2 3 4 号 | 同 | |
| 第 4 4 | 議第 2 3 5 号 | 工事請負契約締結について | |
| 第 4 5 | 議第 2 3 6 号 | 同 | |
| 第 4 6 | 議第 2 3 7 号 | 令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について | |
| 第 4 7 | 議第 2 3 8 号 | 同 | 病院事業会計決算の認定について |
| 第 4 8 | 議第 2 3 9 号 | 同 | 水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 第 4 9 | 議第 2 4 0 号 | 同 | 下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 第 5 0 | 議第 2 4 1 号 | 同 | 工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 第 5 1 | 議第 2 4 2 号 | 同 | 交通事業会計決算の認定について |
| 第 5 2 | 議第 2 4 3 号 | 工事請負契約の変更について | |
| 第 5 3 | 議第 2 4 4 号 | 令和2年度熊本市一般会計補正予算 | |
| 第 5 4 | 議第 2 4 5 号 | 教育委員会委員の任命同意について | |
| 第 5 5 | 議第 2 4 6 号 | 同 | |
| 第 5 6 | 発議第 1 5 号 | 地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について | |
| 第 5 7 | 発議第 1 6 号 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について | |
| 第 5 8 | 発議第 1 7 号 | 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について | |
| 第 5 9 | 発議第 1 8 号 | 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について | |

- | | | |
|------|--------|-----------------------------------|
| 第 60 | 発議第19号 | 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について |
| 第 61 | 発議第20号 | 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について |
| 第 62 | 発議第21号 | 知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書について |
| 第 63 | 発議第22号 | 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について |
| 第 64 | 発議第23号 | PCR検査等の拡充を求める意見書について |
| 第 65 | 発議第24号 | 核兵器禁止条約の批准を求める意見書について |
| 第 66 | 発議第25号 | 国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書について |
| 第 67 | 議員派遣の件 | |

午前10時00分 開議

○紫垣正仁議長 ただいまより本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う出席議員の抑制を行っております。

○紫垣正仁議長 日程第1ないし日程第53を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。澤田昌作議員。

〔予算決算委員長 澤田昌作議員 登壇〕

○澤田昌作議員 予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

審査の経過としましては、まず決算議案についての総括質疑を行い、分科会を開催し、詳細審査を行った後、締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」中、新型コロナウイルス対策に関連して、当初予算計上事業の見直しについて、ホール施設の管理運営について、新興感染症対策寄附講座経費について、以上の事項について意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第194号ないし議第199号、議第204号、議第244号、以上8件については、いずれも全員異議なく可決、議第192号については、全員異議なく承認、議第241号については、全員異議なく可決及び認定、議第238号、議第242号、以上の2件については、いずれも全員異議なく認定、議第193号については、賛成多数により可決、議第239号、議第240号、以上2件については、いずれも賛成多数により可決及び認定、議第237号については、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

これをもって、予算決算委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。高本一臣議員。

〔総務委員長 高本一臣議員 登壇〕

○高本一臣議員 総務委員会に付託を受けました各号議案の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第233号ないし議第236号、議第243号、以上5件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔教育市民委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 教育市民委員会に付託を受けました議第200号「熊本市立図書館設置条例の一部改正について」の審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

本案については、委員より、

一、電子書籍の貸出しサービスを運用するに当たっては、パソコン等の端末利用に不慣れな利用者に対して、丁寧な対応を求めたい。また、本サービスの開始が、市立図書館のさらなる利用率向上につながるよう取り組んでもらいたい。

一、電子書籍の購入による影響で、紙書籍の購入予算が削減されることのないよう、必要な予算確保に努めてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第200号については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 教育市民委員長の報告は終わりました。

厚生委員長の報告を求めます。井本正広議員。

〔厚生委員長 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

議第201号「熊本市老人福祉センター条例の一部改正について」は、指定管理者が雇用する従業員に対する賃金が適正に支払われているかチェックできる仕組みを検討してもらいたい旨、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第201号、議第202号、議第232号、以上3件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 厚生委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。大寫澄雄議員。

〔経済委員長 大寫澄雄議員 登壇〕

○大寫澄雄議員 経済委員会に付託を受けました議第203号「くまもと森都心プラザ条例の一部改正について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 経済委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。寺本義勝議員。

〔都市整備委員長 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第205号ないし議第231号、以上27件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、都市整備委員長の報告を終わります。

○紫垣正仁議長 都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。

緒方夕佳議員より、厚生委員会の審査議案に関し、質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。緒方夕佳議員。

〔16番 緒方夕佳議員 登壇〕

○緒方夕佳議員 緒方夕佳です。

議第202号「熊本市公衆浴場基準条例の一部改正について」質疑いたします。

今回の改正案は、この条例に従業者が感染症にかかったとき、またはその疑いがあるとき、業務に従事させないことという条文を加えるというものですが、この表現では上位法の範囲を超えるとともに、現実的に市民が不利益を被る可能性があります。

憲法94条には、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができます。通称感染症法、その感染症法施行規則、また公衆浴場における衛生管理要領には就業制限、つまりこの感染症の場合はこの業務はしてはならないという制限ですが、その就業制限の対象となる感染症がどの感染症なのか明記されているだけでなく、対象となる感染症ごとに制限される業務内容と制限される期間が明記されています。例えば、MERSについては、制限を受ける業務は、飲食物に直接接触する業務と、多数の者に相対して接触する業務で、その病原体を保有しなくなるまでの期間またはその症状が消失するまでの期間と明記されています。

労働安全衛生法、労働安全衛生規則では、就業制限に関しては、厚生労働省令に定める伝染病にかかった者の就業を禁止する場合は、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならないとされています。さらに、感染症の予防の総合的な

推進を図るための基本的な指針では、就業制限については、自発的な休暇と別の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本とされています。この就業制限の判断を客観的に行い限定的に行使することは、厚生労働省の通知でも念押しされています。このように上位法では、就業制限に関しては必要最小限であるように明記されています。

しかし、今回提案されている案文では、対象となる感染症に全く制限がなく、感染症の疑いに関しての客観的・科学的根拠は求められず、医師の意見も必要とされず、期間も無制限です。これでは例えばH I Vエイズの方々が不当な扱いを受けたり、新型コロナウイルスに関して言えば、東京に行った従業員が科学的根拠もなく仕事を長期間休まされ、その分の報酬が支払われないなどの負の影響が現実的に懸念されます。

追加される条文案には問題があると思いますが、いかがでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 今回の条例改正は、本年3月に市内の入浴施設における新型コロナウイルス感染症の感染者の確認を受けまして、不特定多数が利用する公衆浴場施設において感染症の蔓延防止を図るため、営業者が講ずべき措置を追加したものでございます。

想定される感染症は、特に蔓延を防止すべきものとして感染症法第18条に規定されております1類感染症、2類感染症等でございます。また、就業制限につきましても、感染症を蔓延させるおそれがある業務について、蔓延させるおそれなくなるまでの期間に限定して行うものでございます。

議員御指摘のような不当な権利の侵害が起きないように、具体的な内容につきましては条例施行規則に明記する予定でございます。

〔16番 緒方夕佳議員 登壇〕

○緒方夕佳議員 今回問題点を指摘させていただいたところ、施行規則に対象となる感染症や業務内容と期間について明記されるということで、その対応には一定の評価をいたしたいと思っております。しかし、一般に目に触れるのは条文であり、条文だけを読むと誤解が生じる可能性があります。誤解が生じないように、市として何ができるでしょうか。

また、条文自体が、一般的に見て誤解が生じないような条文でなければなりません。全く同じ文言の条文がある熊本市旅館業法施行条例と併せて、今後検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔石櫃仁美健康福祉局長 登壇〕

○石櫃仁美健康福祉局長 改正条例成立後は、先ほど申し上げましたように施行規則を改正し、対象となる感染症等を明確化する予定であり、併せまして既に同様の規定があります熊本市旅館業法施行条例につきましても、同じく施行規則を改正する予定でございます。

改正後は、文書やホームページ等による周知だけでなく、施設の立入りの機会を活用した個別説明を行うなど、感染防止対策の徹底等を促してまいりたいと考えております。

〔16番 緒方夕佳議員 登壇〕

○緒方夕佳議員 旅館業法施行条例についても施行規則を改正していただけるということでした。それについては、一定の評価はいたしたいと思います。しかし、残念ながら条例文を変えるには至らないようです。

感染症法の前文には、我が国においては、ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要であるとあります。厚生労働省のホームページによると、行政によるハンセン病患者を隔離するという方針によって、ハンセン病は感染力が強く怖い病気という間違った考えが広まり、偏見と差別を生み助長していったと記されております。今回の改正案を読むと、慎重さに欠け、そのような教訓が十分に生かされているのか疑問です。

今回のように市民が仕事に従事できるか、できないか、つまりそれによる生活費が得られるか、得られないかをも左右するような影響力のある条文を整備しようとする際には、もっと行政の影響力を自覚し、細心の注意を払っていただかなければなりません。政府の新型コロナウイルス感染症分科会、偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループにおいても、職場における様々な偏見に基づく差別的扱いが実際に報告されております。事業者への周知の際には、専門医の判断が必要であることや、主観的な疑いに基づいて休ませることなどは法令に違反するという事なども明記し、意図しない不幸な事態が起きないように、すべきこととしてはいけないことを具体例をもって示してください。

今回、執行部による条例改正の説明の折に、ほかの条例にも同様の条文があるので説明を受けましたが、実際にほかの条例の条文を調べると、ほぼ全ての条文は就業制限については限定的表現になっており、旅館業法施行条例だけが同様の条文でした。議会に対する、より正確な説明と、オープンな資料の提供も併せて求めておきます。

これで私の質疑を終わります。

○紫垣正仁議長 厚生委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより、議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」について討論を行います。

那須円議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。那須円議員。

〔35番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 日本共産党熊本市議団の那須円です。

議第193号「令和2年度熊本市一般会計補正予算」について、賛成の立場で討論を

行います。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止と、その影響を受けた地域経済の再生や市民生活の支援など、コロナ関係の予算が54億8,000万円と大部分を占めております。コロナ対策については、議会内では党派を超え、そして執行部と議会が一体となって取り組むべきものであり、補正予算に賛成いたします。私どもも求めてまいりましたが、全ての児童育成クラブに対し空気清浄機の設置予算が提案されるなど、こうした取組について大いに評価するところです。しかし、一定の改善が必要なことについて、3点簡潔に述べたいと思います。

1点目は、さらなる新型コロナウイルスに対する感染防止対策の強化、経済や市民生活への支援強化が必要であるという点です。

国内各地の感染事例などを通じ、新型コロナ感染拡大を抑止するための教訓として、感染震源地、いわゆるエピセンターを明確にして、その地域の住民や事業所の在勤者の全体に対して面的なPCR検査を実施することや、地域ごとの感染状況の情報を住民に開示すること。医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校などに勤務する職員等への面的なPCR検査を定期的実施すること。そして、検査によって明らかとなった陽性者を保護、治療する体制を緊急につくり上げることなど、こうした早急な対策が必要であることが明らかになりました。

こうした観点から、現在中心市街地の飲食店従業員に対してPCR検査の呼びかけがなされているところですが、医療機関や介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校などに勤務する職員等への定期的なPCR検査が実施できるよう、取組の強化を求めるものです。

また、落ち込んだ地域経済への支援については、融資利子補給事業に53億円など、国の交付金等を活用し補正が提案されていますが、さらなる支援が必要であると考えます。今年4月から6月期の国内総生産は年率換算で実質マイナス28.1%という、戦後最悪の落ち込みとなりました。政府の実施する雇用調整助成金の特例措置については、来年1月以降は特例措置の縮小が示唆されております。また、休業支援給付金は4月から6月分は9月末を締切りとしていますけれども、今月8日時点において申請が22万6,000件に対し支給決定は10万9,000件にとどまり、予算額5,400億円に対し約1.4%しか支給されておりません。一方で、住居確保給付金の申請が4月から7月で約5万件、前年同時期の90倍となるなど、市民生活の窮状は極めて深刻です。

こうした中で、熊本地震の際に行った本市独自の持続化給付金の実施、市民への家賃支援の継続、学費の支払いや奨学金の返済が困難となった方々への支援強化、まだまだ知らされていない国民健康保険料減免の周知徹底、対象外となっているコロナに感染した事業主への傷病手当金の支給、さらには今補正予算で減額されている事業者向けの緊急家賃支援事業の継続・拡大など、あらゆる支援対策を行い、地域経済と市民生活を守るための取り得る対策を講じることを求めるものです。

2点目は、こうしたコロナの影響による事業の見直しについてであります。

上野議員が予算決算委員会で指摘したように、当初予算で可決された様々な分野の事業が縮減やゼロ予算と削減される中で、シンボルプロムナード等整備事業が聖域となっていることに市民理解は得られません。交流人口が落ち込んでいる現時点で、中心市街地のにぎわい創出よりも、今苦境に立たされている市民への支援を優先すべきです。3億円以上の事業費縮減が提案されている熊本駅東口駅前広場整備事業と同様に、シンボルプロムナード整備に関する予算については可能な限り縮小するべきです。

また、当初予算で事業化された水前寺・立田山断層調査経費、重症心身障害児等在宅支援事業、産後ケア事業、小学校校舎外壁改修整備経費などが全額削除となり、ゼロ予算となっています。こうした防災関連、保健福祉関連、教育環境の安全管理に関わる予算については、削減を行うのではなく確保するべきだと考えます。削減内容や優先順位が市民に理解・納得の得られるものとなるよう強く求めます。

さらに、熊本城ホールの指定管理者に対しての指定管理料1億円の増額予算については、コロナの影響とともに管理企業の運営努力や経営努力はどうであったかなど、詳細な検証を行うとともに、収支不足以上の補填が行われぬよう適切な予算執行に努めていただくよう求めるものです。

3点目は、健康福祉局から提案された新興感染症対策寄附講座経費についてであります。

本事業については、感染症専門医の育成、医療提供体制の検証及び今後の対策、医療従事者等に対するセミナーの開催などが内容となっており、そのこと自体は大切な取組であると思います。

しかし、2011年に法改正されましたけれども、本来、自治体から国や大学病院などの独立行政法人に対しての寄附は、国、地方の財政秩序の健全化を阻害することを理由に原則禁止されておりました。国会においても、法改正時に地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たって、国等が地方の寄附金を前提とする不適切な施策展開を図ることや、地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないように、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を講ずること、そして国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設置するなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないように万全を期すことを求めた附帯決議が付されました。

本来、寄附を行うことについては慎重であるべきと考えますし、本事業については、本市独自の課題というよりも都市部の感染拡大に対する全国的な課題として、国が責任を持って行うべき対策であります。さらに、育成した感染症専門医が本市の医療機関に配属される保証がありません。

今後、医療体制の強化が適切に行われるよう、国・県に対して強く求めていただくよう要望するものです。以上3点の改善を強く求めます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い昼夜を分かたず尽力されています職員の皆様に、心から敬意を表しますとともに、私どもとしても現場の実態や

声を市政に届けながら、コロナ禍を乗り越え、市民が安心して暮らすことができる将来を実現するために力を尽くす決意を述べて、賛成討論といたします。

○紫垣正仁議長 次に、議第237号「令和元年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第237号「2019年度熊本市各会計決算について」賛成できない理由を述べて反対討論いたします。

第1に、地方自治法に定められた住民福祉の増進こそが自治体の基本であり、一番の市民の願いです。しかし、熊本市では、命・暮らし分野の事業がおろそかにされています。

医療分野では、政令市で一番高い国民健康保険料は引き下げられずに、最高限度額がさらに引き上げられました。新型コロナの影響で今年2月からは資格証明書の発行は中止されましたが、高い保険料と厳しい差押えにより被保険者は苦しんでいます。必要なことは毎年削減され、前市長の時代と比べて3分の1に減額されている一般会計繰入れの赤字補填分を抜本的に増額し、保険料の負担軽減こそ急ぐべき課題です。

病気の早期発見、早期治療にも重要な健診事業については、特定健診の受診率は昨年度は30.7%で、不用額は3,300万円です。自己負担をなくし受診率の引上げに取り組むべきです。

がん検診におきましても、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、いずれも受診率は全国平均よりも政令市平均よりも低くなっており、肺がん、胃がん、大腸がん検診は本市が目指す受診率検証値に今のままでは届かない状況です。市長も公約されておりますががん検診の無料化は、直ちに実施をすべきです。

昨年度の介護保険料滞納者は過去最高の8,775人となり、給付制限を受けた高齢者は229人に上りました。本市の介護保険料は政令市で2番目に高く、高齢者の大きな負担となっています。保険料は否応なく年金から天引きされながら利用料負担が重く、実際には限度額まで利用できない状況があります。

要支援を介護保険から外し、特養の入所を制限するなどは、保険料を取った高齢者を介護から締め出し、介護の矛盾をますます深めていくものです。国が制度に様々な制限を設けているとはいえ、本来自治事務である介護保険制度においては、熊本市が高い保険料を引き下げ、自治体が独自に運用を改善しながら、安心できる介護保険制度にしていくべきです。約1,300人が首を長くして入所を待っている特養待機者についても、施設設置を進め速やかに解消すべきです。

深刻な不況に加え、新型コロナの広がりによって、生活困窮に陥る世帯も増えていきます。最後のセーフティーネットである生活保護制度の果たす役割も大変大きくなっ

ています。社会情勢を反映し、複雑な状況を抱えた困難世帯も増えている今、丁寧なケースワーク業務が求められています。しかし、ケースワーカーの充足率は87.8%で、18人が不足しています。直ちに100%配置すべきです。

暮らしが大変なとき、福祉貸付けの役割も大きいと思いますが、福祉金庫貸付件数は4年前と比べ半分近くに減り、生活福祉資金貸付けも前年より件数が減り、2009年度から始まった失業者対策としての総合支援資金貸付けについては全く利用されていないというのは問題です。一方で、利用を希望される方々からは、なかなか借りることができない、申し込んだが却下されたとの声が相次いで寄せられています。

生活福祉資金は県が実施主体ではありますが、受付窓口となっている市社協と県が協力して、必要な方々への貸付けが行われるよう取り組んでいくべきです。窓口での親切丁寧な対応や十分な説明を含め、今後の改善を要望しておきます。

子ども医療費助成制度は、熊本都市圏13か市町村のうち約7割の9自治体が完全無料です。玉東町、山都町では18歳までの完全無料化を実施しています。本市においても直ちに自己負担をなくし、子育ての負担軽減に取り組んでいただくようお願いいたします。

次々に削られてきた敬老祝品事業は100歳と最高齢者だけになり、5年前には1万人が受け取っていた敬老祝いは、わずか263人になりました。金額でも対象者でも政令市最低レベル、お粗末な状況は改善していただきたいと思います。

その他、委員会で指摘しました障がい者タクシー券、母子父子寡婦福祉資金貸付、保育の問題なども、制度や運用の改善をお願いしておきます。

教育分野では、いじめや不登校が増えており、加えて新型コロナによる新たなストレスもあり、子供たちを取り巻く状況も課題の多い昨今です。全ての子供たちが安心して伸び伸びと学べる学校現場にするためにも、教員も増やして少人数学級を広げることや給付型奨学金の実施、学校図書の実質、図書司書資格者の配置拡充、臨時教職員の解消、全育成クラブでの高学年児の受入れなど、日頃現場から寄せられている声にしっかりと応えていただくことをお願いしておきます。

第2に、目に余る大型投資、箱物整備は財政を圧迫し、住民サービス、福祉切捨てにつながっています。2019年度は市政史上最大の箱物、桜町再開発ビルが完成しました。桜町再開発事業は総事業費777億円、熊本市は保留床取得金や補助金、ホールの整備費用を含めて441億円を投入、総事業費の約6割近くを市が負担するという異例の支援で完成しました。一民間企業が地権者という異例な再開発に、会社施工で脱法的に126億円もの補助金を出しました。この莫大な投資で、今後20年以上続く借金払いが大きな市の財政負担となることは間違いありません。

しかも問題なのは、この事業が熊本地震の復興事業に位置づけられ、最優先で進められたことです。スーパーゼネコンには莫大な資金を提供しながら、一方で熊本地震の被災者には、一部損壊の圧倒的多数に一円の支援もしないなど、被災者に冷たい復興支援でした。箱物より被災者の生活、なりわいの再建こそ優先すべきであった点を

指摘いたします。

12月にオープンした熊本城ホールは、直後に振動問題が発生しました。再開発ビルの中層階に巨大ホールを整備した結果で、再開発の保留床を生めるために無理やりコンベンションホールを誘致した矛盾であり、市の責任が問われる問題です。振動だけでなく、2,500席のメインホールはオープン以来利用率が低く、新型コロナウイルスの影響が出る前でも12月が18日、1月が9日という利用で、市民会館の半分程度です。4月以降の予約も新型コロナでキャンセルになったとはいえ、5月の24日間を除き、他は月5日から12日しか予約がありませんでした。莫大な投資をしてこれでは困りません。

花畑広場整備には昨年度1億6,640万円の事業費が使われました。桜町再開発と一体になった花畑広場・シンボルプロムナード事業も聖域として実施されてきました。総事業費は40億円程度となる予定ですが、この事業の一番の問題点は、ここが桜町再開発事業の一部となっていれば、産業文化会館の建物と花畑広場・シンボルプロムナード部分の土地が従前資産として活用され、ほとんど持ち出しをせずに立派な広場、公共空間が整備できていたはずですが、産業文化会館解体の強行に始まった愚かな40億円の無駄遣いであると指摘をしなければなりません。

市庁舎問題では、昨年度は建て替えを前提として本庁舎の在り方検討の調査費が予算化され、基本構想が策定されました。新型コロナウイルスの影響もあり、現在事業は凍結の状態ですが、財政状況も考慮せず建て替えありきで進めてきた市の姿勢は問われるべきだと思います。

大型開発、箱物の一方で、必要な事業ができていません。市営住宅長寿命化計画では、市営住宅を2割減らす計画です。しかし、昨年度4回行われた市営住宅の募集には、320戸の募集に1,700件の応募があり、平均倍率は5.6倍でした。ニーズの高い公営住宅は戸数削減でなく建て替えや改修をきちんと行い、必要とする市民へ提供されるべきです。

耐用年数を超えたものが33棟で115戸もあること、空き家戸数が現在1,961戸あり、そのうち1,157戸が未修繕で提供できていません。計画修繕でも昨年は各設備の更新期間に対し未完了が畳で665戸、風呂釜が883戸、給湯器が1,071戸もあり、屋上防水の要望等も含め早急な対応が必要です。

特優賃住宅は昨年10月末に入居率が低かったベルス出水が期間を終了し、現在7つの団地が残っています。しかし、入居率100%は1か所のみで、長年にわたり約88億円という莫大な税金を投入してきた特優賃住宅の導入は改めて問われると思います。

公園では維持管理経費が年々削られ、公園の遊具も2,585個のうち耐用年数を超えるものが約8割、2,074個もあります。昨年度、53件しか修繕改修が行われていません。子供の安全を守る観点からも問題です。

これら身近な公共事業に力を入れ、ゼネコンのもうけのための大型投資は見直すべきです。

第3に、市役所の働き方では、予算決算委員会でも指摘しましたように、業務職を全く採用しないために民間委託がどんどん広げられ、非正規雇用の拡大や格差と貧困の広がりなどの社会問題をさらに深刻にしています。昨年度の時間外労働時間数は前年より3万4,000時間も増え、延べ60万時間を超えました。そういう中で、市のメンタル相談も増え続け、メンタル不調による長期休職者が増えていることは問題です。

時間外勤務縮小が叫ばれながら、むしろ増えているのは職員数が足りないからです。熊本地震の復興業務への人員配置の必要性もあり、2017年度以降、第5次行革の定員管理の推進が休止されていましたが、昨年度から第6次定員管理計画の下で、2024年度を目標に、教職員を除き160人もの職員数削減が計画されています。これは様々な業務における公の責任を放棄するもので、今年2月から新型コロナへの対応も必要となっている今、この計画も直ちに休止し、必要な人員配置を図っていくべきです。

最後に、2月から影響が広がった新型コロナ感染症の問題では、3月からの3か月間、休校や事業者への自粛要請など、市の方針によって市民生活、地域経済が大きな影響を受けてきました。この状況は今しばらく続いていくものと思われれます。コロナ禍の下で市民の命と健康や暮らし、地域経済をしっかりと守っていくためには、行政の果たす役割はますます重要であり、大きな予算措置も求められます。指摘した点も踏まえ、過大な投資は抑え、市民サービスを守りつつ、コロナ禍への対応をしっかりと行っていただくようお願いをして討論といたします。

○紫垣正仁議長 以上で討論は終わりました。

○紫垣正仁議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前10時55分に再開いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○紫垣正仁議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○紫垣正仁議長 これより採決いたします。

それでは、まず、議第193号、議第202号、議第235号ないし議第237号、議第239号、議第240号を除き、一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第192号は「承認」、議第194号ないし議第201号、議第203号ないし議第234号、議第243号、議第244号は、いずれも「可決」、議第238号、議第242号は、いずれも「認定」、議第241号は「可決及び認定」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第193号、議第202号、以上2件を一括して採決いたします。

以上2件に対する関係委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第235号ないし議第237号、議第239号、議第240号、以上5件を一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第235号、議第236号は、いずれも「可決」、議第237号は「認定」、議第239号、議第240号は、いずれも「可決及び認定」となっております。関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第54 議第245号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第245号

令和2年9月29日提出

教育委員会委員の任命同意について
熊本市教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

小屋松 徹彦

○紫垣正仁議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第245号「教育委員会委員の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年10月1日をもちまして任期満了となります小屋松徹彦氏を再び本市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

小屋松氏は、昭和27年の生まれで、昭和51年に明治大学法学部を卒業後、昭和55年に司法書士として登録されました。また、出水南中学校PTA会長や画図校区体育協会会長を務められ、現在は司法書士法人小屋松事務所所長、熊本県中小企業家同友会相談役理事として活躍されております。

小屋松氏は、教育、学術、文化に識見を有する者として、教育行政の安定と中立の

確保をその使命とする教育委員会委員に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

○紫垣正仁議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意する」ことに決定いたしました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第55 議第246号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第246号

令和2年9月29日提出

教育委員会委員の任命同意について

熊本市教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

西山忠男

○紫垣正仁議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第246号「教育委員会委員の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年10月1日をもちまして任期満了となります西山忠男氏を再び本市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

西山氏は、昭和30年の生まれで、昭和59年に九州大学大学院理学研究科博士後期課程を終了後、平成10年に熊本大学理学部教授となられ、その後、熊本大学副学長などの要職を歴任されました。また、独立行政法人日本学術振興会審査委員を務められたほか、本年4月からは熊本大学大学院先端科学研究部特任教授として活躍されております。

西山氏は、教育、学術、文化に識見を有する者として、教育行政の安定と中立の確保をその使命とする教育委員会委員に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

○紫垣正仁議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意する」ことに決定いたしました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第56ないし日程第60を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第15号

地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	原	口	亮	志
同	津	田	征	士郎
同	澤	田	晶	作
同	田	中	敦	朗
同	光	永	邦	保
同	坂	田	誠	二
同	三	島	良	之
同	原			亨
同	小佐井			賀瑞宜
同	井	本	正	広
同	藤	永		弘

熊本市議会議長 紫垣正仁様

意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対応するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、令和2年度はもとより令和3年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、政府におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向

け、下記の事項について各実に実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 宛（各通）
総務大臣 }
経済産業大臣 }

発議第16号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	原	口	亮	志
同	津	田	征	士郎
同	澤	田	晶	作
同	田	中	敦	朗
同	光	永	邦	保
同	坂	田	誠	二
同	三	島	良	之
同	原			亨
同	小佐井			賀瑞宜
同	井	本	正	広
同	藤	永		弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等について、柔軟な活用を可能とされるよう要望いたします。

（理 由）

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることになりました。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、標記交付金を活用した様々な対応策を検討していますが、一方、令和2年7月豪雨により、県内の被災市町村においては、標記交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念されています。

また、有効な治療薬やワクチンなどが開発されるまでは、今後の感染拡大に備えることが重要ですが、その影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは困難な面があります。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟な活用を可能とされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣	}	宛（各通）
財務大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
地方創生担当大臣		

発議第17号

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	原	口	亮	志
同	津	田	征	士郎
同	澤	田	晶	作
同	田	中	敦	朗
同	光	永	邦	保
同	坂	田	誠	二
同	三	島	良	之
同	原			亨
同	小佐井			賀瑞宜
同	井	本	正	広
同	藤	永		弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

令和2年7月豪雨による被災地域の日も早い復旧・復興を実現するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

令和2年7月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも60名を超える多くの尊い命が失われ、住家についても全半壊が4,600棟以上、床上浸水が1,500棟以上の被害を受けています。また、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、保健医療福祉施設、公立学校施設等の損壊や山地の崩壊、更には地域の生活を支える商工業や観光業、農林水産業等においても甚大な被害が生じています。

この未曾有の災害に対し、本市では、発災後直ちに飲料水、食料等救援物資の提供や職員派遣による現地支援を行っておりますが、県都であり、また政令指定都市である本市にとって、被災地域を含む県土全体のけん引役として県全

体の発展に寄与することが求められております。

よって、政府におかれては、被災地域が一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、下記の事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 令和2年7月豪雨について、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、現在コロナ禍にあることも十分勘案の上、予備費の活用や早期の補正予算編成をはじめ、特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。
- 2 被災者生活再建支援制度について、支給額を増額するとともに、生活再建を早期に進めるため堆積土砂排除事業の実施における要件の緩和と財政的支援を行うこと。併せて、災害廃棄物等の早期処理のため補助率のかさ上げなど、特別な財政措置を講じること。
- 3 電気、ガス、水道などのライフラインや道路をはじめとする生活インフラの早期復旧に向けた支援を講じること。
- 4 被災した医療施設や社会福祉施設等の復旧について、早期に被災者等へ十分な医療・福祉を提供できるよう、被災状況や地域の実情に応じた特別な財政措置を講じること。また、学校等施設・設備についても、早急な災害復旧、学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員やICT環境の整備などに特別な財政措置を講じるとともに、被災した児童生徒の心のケア等に係る支援体制の充実を図るため、特段の措置を行うこと。
- 5 熊本地震とコロナ禍の二重苦により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、今回の大災害により、三重苦となった事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が実現できるよう、「グループ補助金」をはじめ、自治体連携型補助金や持続化補助金に加え、幅広い分野に対応できるよう更なる特別な支援制度の枠組みを措置すること。また、被災企業を支援する商工団体等も施設等に直接被害を受けていることから、その復旧への支援措置を講じること。さらに、農林水産業も大きな被害を受けているため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の早期実施とともに、国庫補助率のかさ上げ、十分な予算の確保及び地方負担分に係る額について地方財政措置を講じること。
- 6 熊本地震後のコロナ禍の中で、既に甚大な被害を受けている観光業が事業継続できるよう、GoToキャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを1年間程度実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じること。
- 7 甚大な被害を受けた鉄道の早期全線復旧に向け、特別な財政措置を講じること。また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バ

スの運行経費等に対して特別な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣	}	宛（各通）
財務大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
防災担当大臣		

発議第18号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	津 田 征士郎
同	澤 田 晶 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井 賀瑞宜
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を上げたところがあります。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生や身近な生活交通の不足、地域医療の危機など依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しています。

また、熊本地震の影響で過疎市町村の財政状況については大変厳しい状況が続いている中、今般の令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受けており、更に厳しい財政状況となることが予想されます。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって執行することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

よって、政府におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 現行法の期限終了後も、地方の実態に即した地域の指定を含め、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を充実・強化すること。
- 2 新法においても、現行法第33条の規定による「市町村の配置分合等があった場合の特例」（いわゆるみなし過疎及び一部過疎）を引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }
総務大臣 }
農林水産大臣 } 宛（各通）

国土交通大臣」

発議第19号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	西岡誠也
同	村上博
同	上田芳裕
同	田上辰也
同	福永洋一
同	山内勝志
同	吉村健治
同	島津哲也

熊本市議会議長 紫垣正仁様

意見書（案）

近年、頻発している大規模災害により被災した住民の生活再建を進めるため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化しています。本年も活発な梅雨前線の影響で、九州や東北などで大雨となり、各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生しました。したがって、被災された方々の生活再建を支援していく制度を拡充していくことは、喫緊の課題でもあります。

被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始されました。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られましたが、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっています。

被災された方々の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国による更なる支援及び制度の拡充が必要です。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から

500万円に引き上げること。

- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣	}	宛（各通）
財 務 大 臣		
総 務 大 臣		
防 災 担 当 大 臣		

○紫垣正仁議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上5件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第61 発議第20号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第20号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	井 本 正 広
同	園 川 良 二
同	藤 永 弘
同	浜 田 大 介
同	三 森 至 加

同 高瀬 千鶴子
同 三島 良之
同 伊藤 和仁
同 吉田 健一

熊本市議会議長 紫垣 正仁 様

意見書（案）

地方自治体のデジタル化を着実に推進するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方自治体がこれまで取り組んできたデジタル化の推進について、様々な課題が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国の経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示しました。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せています。

よって、政府におかれては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的

支援及び財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣	}	宛（各通）
総務大臣		
行政改革担当大臣		
情報通信技術（IT）政策担当大臣		
マイナンバー制度担当大臣		

○紫垣正仁議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第62 発議第21号「知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第21号

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	原	口	亮	志
同	津	田	征	士郎
同	澤	田	晶	作
同	田	中	敦	朗
同	光	永	邦	保
同	坂	田	誠	二
同	三	島	良	之
同	原			亨
同	小佐井			賀瑞宜
同	井	本	正	広

同 藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

地方自治体のデジタル化を着実に推進するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

知的障がい者は、障害の状況を問わず、生涯を通じた24時間切れ目のない支援と見守りがなければ、一人では生きづらい特性を多かれ少なかれ持っています。

障害者総合支援法による施設の事業形態では昼夜分離となり、利用者にとって生活支援を最も必要とする朝夕の時間帯を含む施設入所支援の報酬単価が、主な日中活動の場である生活介護の3分の1になっています。このような実態にそぐわない不合理な制度は、支援の質及び量の低下をもたらすばかりでなく、施設利用者の人権を損なうことにもなります。

昼夜の一体的運営を障がい者支援施設において、昼の生活介護等の職員配置をもって夜間の支援を合わせて行うのではなく、昼夜を通じて適切な支援が可能な職員配置を行うべきです。また、グループホームについても、同様の措置が必要です。

また、入所施設こそ、それを必要とする知的障がい者にとっては、生涯を通じた「家庭（終の住処）」として、地域福祉の拠点と位置付け活用すべき社会資源です。その意味において、入所施設を知的障がい者がより豊かな生活が享受できるものにするとともに、グループホームについても、同様の立場に立って充実すべきです。

加えて、知的障がい者は長期施設入所を余儀なくされているのではなく、その障害の実態から長期の利用を必要としています。さらに、支援の不足によって、長期の在宅を余儀なくされている実態にも目を向けるべきです。

また、障害支援区分を事業者への報酬に結び付け、更に障害福祉サービスの制限等を行うことにより、知的障がい者の暮らし方まで制限していることには大きな問題があります。障害支援区分で障害福祉サービスの質と量を定めるのではなく、一人一人の特性に合った必要な支援が受けられる仕組みに変えるべきです。

障害福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていています。しかしながら、結果的には事業者の不安定な経営状態を招き、支援の質・量の低下につながっています。したがって、人件費・一般管理費など事業経営上恒常的に必要とする報酬については、月額制とし、安定した支援が受けられるようにすべきです。

また、多くの知的障がい者には契約能力がないと判断されているにもかかわ

らず、支援費制度以降、障害福祉サービスの利用契約が知的障がい者と事業者間で行われているところです。

このような仕組みの下では、国等行政機関の公的責任が明確ではないばかりでなく、むしろその後退が進む懸念を持っています。したがって、障害福祉サービスの利用については当事者（障がい者本人及びその家族）の意思決定が尊重されるよう、国等行政機関が責任をもって取り組むべきです。

よって、政府におかれては、下記事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 知的障がい者が生涯を通じ、24時間切れ目のない、安心して快適に暮らせる入所施設、グループホームを充実すること。
- 2 現行の障害支援区分を廃止し、支援の必要に応じた仕組みとすること。
- 3 安心して継続的な支援が受けられる職員体制にすること。
- 4 国等行政機関は、責任をもって知的障がい者への障害福祉サービスを提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } 宛（各通）

○紫垣正仁議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第63 発議第22号「国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第22号

国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員 原 口 亮 志
同 津 田 征士郎
同 澤 田 晶 作
同 田 中 敦 朗
同 光 永 邦 保
同 坂 田 誠 二
同 三 島 良 之
同 原 亨
同 小佐井 賀瑞宜
同 井 本 正 広
同 藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

大規模自然災害からの復旧・復興やインフラ整備を推進するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

平成28年4月、本市及び熊本県はかつて経験したことのない大規模な地震を二度にわたり経験し、大きな被害を受け、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。

そのような中、令和2年7月豪雨が発生し、県内で60名を超える人命が失われ、公共土木施設、農業用施設等の被災、浸水による家屋被害など県南部を中心に各地に甚大な被害をもたらしました。現在、被災市町村はもとより本市を含む応援市町村も協力し、一日も早い復旧・復興に昼夜を問わず取り組んでいますが、改めて災害に強い安全安心なまちづくりを強力に推進する必要があります。

そうした中、国土強靱化地域計画に基づく強靱化対策や高度経済成長期に整備されたインフラ等の老朽化対策について、現在取り組んでいる3か年緊急対策のみで完了するものではなく、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要であります。

よって、政府におかれては、下記事項について必要な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 3か年緊急対策の取組期間が終了する令和3年度（2021年度）以降においても、長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算の確保など対策の抜本的強化を図ること。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れてい

る地方に十分配慮すること。

- 3 新型コロナウイルス感染症への対応下であっても、新型コロナウイルス感染症に関連しない国の補助事業が縮小されることがないように配慮すること。
- 4 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めるとともに、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図ること。
- 5 施設等の災害復旧事業については、現行の構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大や国庫補助制度や地方財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣	}	宛（各通）
総 務 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		
国土強靱化担当大臣		
防 災 担 当 大 臣		

○紫垣正仁議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第64 発議第23号「PCR検査等の拡充を求める意見書について」、日程第65 発議第24号「核兵器禁止条約の批准を求める意見書について」、以上2件を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第23号

PCR検査等の拡充を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員 西 岡 誠 也

同	村 上 博
同	上 田 芳 裕
同	田 上 辰 也
同	福 永 洋 一
同	山 内 勝 志
同	吉 村 健 治
同	島 津 哲 也

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

PCR検査等の体制の拡充を図るため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がやまず、多くの都道府県で過去最高の感染者数を後進する事態となっています。無症状者による市中感染が拡大しているとの指摘もある中、PCR検査等の体制を全国で大幅に向上させなければなりません。

政府は、PCR検査能力の確保を繰り返し言明するものの、感染した可能性のある患者が検査を希望してもなかなか受けられず、「検査難民」とも言える事態が国民の不安を拡大させているのが現状です。本来、PCR検査等を拡充し、感染者を把握、隔離し感染拡大を防止することによって、初めて社会経済活動と両立することができるようになることから、医師が必要と判断した場合には、症状の有無にかかわらず、PCR検査等を実施できる体制を整える必要があります。とりわけ医療従事者や介護従事者、保育士や幼稚園教諭、学校教員はじめエッセンシャルワーカーらの優先的なPCR検査を実施することが求められています。

野党は3月、PCR検査拡充法案を国会に提出し、医師が必要と認めた検査を迅速に実施できるよう求めています。PCR検査等の体制の更なる拡大と拡充のため、国は財源を確保した上で、実効性ある対策を講じなければなりません。保険適用による検査取扱いの明確化や検体輸送体制の整備、検査機器の配備、臨床検査技師の適切な配置、公的検査機関等の増設及び運営費への支援、受検者への対応体制の整備などが喫緊の課題となっています。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 PCR検査等の体制を拡充し、検査を幅広く実施すること。また、検査機器の増設や関係資材の供給とともに、運営費への支援を拡充すること。
- 2 検査機関や医療機関の従事者への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛（各通）

発議第24号

核兵器禁止条約の批准を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員	西岡誠也
同	村上博
同	上田芳裕
同	田上辰也
同	福永洋一
同	山内勝志
同	吉村健治
同	島津哲也

熊本市議会議長 紫垣正仁様

意見書（案）

核兵器廃絶に向け、唯一の戦争被爆国として先頭に立って核兵器禁止条約に批准するとともに、他国にも参加を促されるよう要望いたします。

（理由）

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は2017年7月、国連で採択されました。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止するとともに、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くし難い経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが酌み取られたものと言えます。

同条約は、50か国が批准の手続を終えた後、90日後に発効することになっていますが、いまだ達していません。条約制定の交渉会議に合わなかった日本政府は、条約に不参加の姿勢を貫いています。本来であれば、唯一の戦争被爆国として政府は、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも

参加を促し、参加できない国もどのような条件があれば可能なのか議論しなければなりません。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願に背を向けたものです。

2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米露のINF（中距離核戦力全廃条約）が2019年に失効、今年予定されていたNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議は1年間延期され、新START（新戦略兵器削減条約）は2021年に期限切れとなるなど、核兵器廃絶に向けた動向が世界的に停滞しています。日本は、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアティブを発揮する時であります。そして、核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきです。

よって、政府におかれては、被爆国として核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約に署名、批准するとともに、核兵器保有国に対して署名、批准を促されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣 }
外 務 大 臣 } 宛（各通）

○紫垣正仁議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上2件に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立少数。

よって、いずれも「否決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第66 発議第25号「国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第25号

国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月29日提出

熊本市議会議員 西 岡 誠 也

同 福 永 洋 一

同 上 野 美 恵 子

同 那 須 円

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

意 見 書 （案）

新型コロナウイルス感染症への感染から子供たちを守り、行き届いた教育を実践していくため、国の責任で少人数学級の実現を推進されるよう要望いたします。

（理 由）

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、2学期が始まりました。新型コロナウイルス感染症と向き合いながらの学校生活には、学習面での保障と安全・安心な学校生活の両面からの対応が必要です。新型コロナウイルス感染症への対応ということで求められる社会的な距離をとった学校生活で、子供同士の関係づくりがうまくできず、様々なストレスを抱える子供たちも少なくありません。また、春の3か月間の休校や夏休みを経ての登校も様々なストレスを生んでいます。今、新型コロナウイルス感染症の中で、一人一人の子供たちの学びを支えるとともに、心のケアを丁寧に行っていくためには、手厚い柔軟な教育が必要です。以前にも増して、教育現場での子供たちへのきめ細かな関わりが求められています。

感染拡大防止の点でも、現在の「40人学級」には無理があります。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、「新しい生活様式」として、「身体的距離の確保」を呼びかけ、「人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空けること」を基本としています。しかし「40人学級」では、2メートルはおろか、1メートル空けることも不可能で、「身体的距離の確保」と大きく矛盾しています。3か月間の休校から再開した後の学校では20人程度の授業とするため、「分散登校」等が取り組まれましたが、この措置は既にほとんどの学校で終了しています。学級を分けて20人程度の授業を続けるには、現在の教員数では足りないために「40人学級」に戻らざるを得ないという現状があります。

教職員増と少人数学級の実現は待ったなしです。全国連合小学校長会会長は「ウィズコロナ時代では20～30人が適当では」と述べ、中央教育審議会の部会でも複数の委員が少人数学級に言及しています。今こそ、日本教育学会が提案している教員10万人増を実現し、欧米では当たり前になっている20～30人学級に踏み出していく時です。

10万人教員増にかかる予算は数千億円です。第2次補正予算に盛り込まれた予備費10兆円の活用や、先進国でも最低の教育予算を抜本的に拡充し、教職員の抜本的増員、少人数学級の推進を国の責任で実施することが強く求められま

す。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染から子供たちを守り、行き届いた教育を実践していくため、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の下で、子供たちの命と健康を守り、その成長と発達を支援するために、緊急に少人数での授業ができるような条件整備（教員増と教室の確保）を国の責任で実施すること。
- 2 少人数学級実現を国の責任で進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } 宛（各通）

○紫垣正仁議長 別に質疑の通告がありませんので、これより討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

発議第25号「国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書について」賛成討論を行います。

新型コロナの感染拡大は第2波と言われる状況となり、コロナ対応も長期化してきました。3月からの3か月の一斉休校や、その後の感染予防が迫られる学校生活、家庭生活の中で、子供たちも今までになかったストレスを感じながら生活をしていると思います。コロナ禍にあっても子供たちが少しでも伸びやかに生き生きと、安全で安心な楽しい学校生活を送ってくれるようにと願わずにはいられません。求められる子供と子供の距離を取った学校生活、教室環境を速やかに実現することは急務です。

OECDが今月公表した2017年における世界各国の教育への公的支出の報告では、日本の小学校に相当する公立の初等教育における1クラス当たりの平均児童数は、OECD平均で21人です。同じく中学校に相当する前期中等教育の1クラス当たり生徒数は27人でした。日本では小学校27人、中学校32人で、世界各国の状況とは大きな開きがあります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、OECD加盟国のほとんどが、子供と子供の距離を1から2メートル確保することを学校再開の条件にしていると報告した上で、1クラス当たりの人数が少ない国では、この距離を確保することが比較的

容易であるのに対し、日本はOECD平均を上回っていると、距離を取ることの難しさを示唆しています。もともと欧米では、20人から30人程度の学級編制は当たり前になっていました。欧米との開きを速やかに縮め、少人数化していくことが求められます。

今、日本でも少人数学級を求める機運は急速に高まっています。文部科学省が策定している9月3日改訂版の一番新しい「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、新型コロナ禍における新しい生活様式として、人との間隔をできるだけ2メートル、最低でも1メートル空けることを推奨し、レベル1、レベル2の地域では、児童・生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る、レベル3地域では、児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル、最低でも1メートル確保するようにするとし、20人の座席配置を例示しています。

7月2日の全国知事会・市長会・町村長会の「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」では、今後予想される感染症の再拡大時であっても必要な教育活動を継続して、子供たちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要であると述べられています。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2020」、骨太の方針でも、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討とされています。

8月に示された文部科学省の諮問機関、中教審の「中教審答申案の作成に向けた骨子（案）」にも、新しい生活様式を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数学級編制を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設、設備の整備を図ると書かれています。

8月25日に開かれました政府の教育再生実行会議でも、委員から、少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしいとの意見が出され、異論もなく、会議後の記者会見で文部科学大臣は、多くの人が共有できる課題、できることから速やかに行っていきたいという意欲を持っていると述べられたそうです。このように関係各機関や政府でも、少人数学級を進めていく方向へと動き出そうとしています。また、少人数学級実現のためには、教員を増員すればゆとりある丁寧な学びだけでなく、雇用などの経済波及効果も生まれます。

新型コロナの下で、子供たちが学校現場で日々安全・安心に学んでいけるように、全ての地域、全ての学校で少人数学級を実施していくことが必要です。そのためには、国の責任できちんとした予算措置の下に少人数学級が行われなければなりません。日本の国内総生産に占める公的な教育支出の割合は、OECD加盟国のうち比較可能な38か国中、下から2番目です。経済大国と言われる日本の教育予算は、あまりにもお粗末です。教育への公的支出の割合を欧米並みに引き上げ、少人数学級はすぐに実現できます。教育予算を拡充し、教員を増やして、今こそ日本中の子供たちに少人数学

級をプレゼントしてあげましょう。

提案しました、国の責任で少人数学級を拡充することを求める意見書案に、議員各位の御賛同をいただきますこと、心よりお願いいたしまして、討論いたします。

○紫垣正仁議長 以上で討論は終わりました。

それでは、採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○紫垣正仁議長 起立少数。

よって、本案は「否決」されました。

○紫垣正仁議長 次に、日程第67、議員派遣の件を議題いたします。

〔議題となった案件〕

議員派遣の件

令和2年9月29日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

- | | |
|----------|---|
| (1) 派遣目的 | 税財政関係特別委員長会議への出席並びに大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望活動を行うため |
| (2) 派遣場所 | 東京都千代田区 |
| (3) 派遣期間 | 令和2年10月30日（金）～31日（土） |
| (4) 派遣議員 | 大石浩文議員（大都市税財政制度・都市問題等特別委員長） |

○紫垣正仁議長 それでは採決いたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、本件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○紫垣正仁議長 御異議なしと認めます。

よって、変更する場合には本職に一任することに決定いたしました。

○紫垣正仁議長 以上で第3回定例会の議事は全部終了いたしました。

○紫垣正仁議長 では、これをもちまして第3回定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和2年9月29日

出席議員 48名

1番	紫垣正仁	2番	上田芳裕
3番	山本浩之	4番	北川 哉
5番	古川智子	6番	島津哲也
7番	吉田健一	8番	伊藤和仁
9番	平江 透	10番	荒川慎太郎
11番	齊藤 博	12番	田島幸治
13番	日隈 忍	14番	吉村健治
15番	山内勝志	16番	緒方夕佳
17番	高瀬千鶴子	18番	三森至加
19番	大畷澄雄	20番	光永邦保
21番	高本一臣	22番	福永洋一
23番	西岡誠也	24番	田上辰也
25番	浜田大介	26番	井本正広
27番	藤永 弘	28番	原口亮志
29番	田中敦朗	30番	小佐井賀瑞宜
31番	寺本義勝	32番	原 亨
33番	大石浩文	34番	村上 博
35番	那須 円	36番	園川良二
37番	澤田昌作	38番	田尻善裕
39番	満永寿博	40番	田中誠一
41番	津田征士郎	43番	藤山英美
44番	落水清弘	45番	倉重 徹
46番	三島良之	47番	坂田誠二
48番	白河部貞志	49番	上野美恵子

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	多 野 春 光
副 市 長	中 村 賢	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	深 水 政 彦	財 政 局 長	田 中 陽 礼
健康福祉局長	石 櫃 仁 美		

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	富 永 健 之	事 務 局 次 長	和 田 仁
議 事 課 長	池 福 史 弘	調 査 課 長	下 錦 田 英 夫